

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 232 「原価回収基準の取り扱いについて」

今回は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下基準）の原価回収基準と、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下適用指針）の原価回収基準に関連する重要性等に関する代替的な取り扱いを解説していききたいと思います。

【原価回収基準とは】

基準第15項によれば、原価回収基準は、「履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法をいう」と定義されています。

【原価回収基準の適用条件について】

基準第45項によれば、「履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により処理をする」と規定されています。つまり、進捗度を見積もることができる場合は、一定の期間にわたり充足される履行義務とし、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し（基準第41項）、原価回収基準は適用されないことに注意が必要です。

【原価回収基準適用の趣旨】

基準第153項によれば、「IFRS第15号では、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、原価回収基準により処理することとされている」との規定があります。審議の過程では、原価回収基準の取扱いに関して、工事契約に係る財務指標を歪め期間比較を困難にするおそれがある等の意見が聞かれたが、履行義務の充足が進捗しているという事実を反映するために一定の額の収益を認識すべきとのIFRS第15号

における論拠を否定するまでには至らないと考えられ、IFRS 第 15 号における会計処理を取り入れることにしたとの趣旨を結論の背景としています。

【原価回収基準の重要性等に関する代替的な取り扱い】

適用指針 9.9 項によれば、基準第 4.5 項の定めにかかわらず、一定の期間にわたり充足される履行義務について、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、当該契約の初期段階に収益を認識せず、当該進捗度を合理的に見積もることができる時から収益を認識することができると規定されています。

以上